

1 審査会の結論

諮問第154号案件「〇〇に授与した世田谷区名誉区民称号記の写しに対する審査請求」について、非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和4年12月19日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、請求人が行った「〇〇に授与した世田谷区名誉区民称号記の写し」の行政情報等開示請求(令和4年度受付第251号。以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和4年1月2日付で行った非開示決定処分(以下「本件処分」という。)に対して不服があり、審査請求に至ったものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書によって主張している審査請求の理由は、「非開示決定に対して、名誉区民は、請求者に対する名誉毀損(請求人の生年月日が、〇〇の為。)の不作为がある為」である。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした本件審査請求に係る部分につき、対象の行政情報が不存在であるとして本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

(1) 条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と規定している。

(2) 条例第2条は、「「行政情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。以下同じ。)であって当該実施機関の職員が組織体に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

(3) 世田谷区名誉区民条例第5条は、「名誉区民に対しては、区長の定めるところにより、待遇及び特典を与えることができる。」と規定している。

(4) これを本件についてみると、本件請求に係る称号記は、当該名誉区民に授与しており、実施機関においてその写しは保管していない。

また、本件請求に係る称号記は、当該名誉区民に授与することを目的として作成されたものであり、写しを保存していなくても事務処理上支障がない。

- (5) 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、特定の名誉区民に対して授与した世田谷区名誉区民称号記の写しである。本件処分において、実施機関は、本件請求対象文書が存在しないことを理由にそのすべてを非開示としている。

そこで、当審査会は、本件請求対象文書の存否について、以下のとおり判断する。

##### (2) 本件請求対象文書の存否について

世田谷区名誉区民条例第5条は、「名誉区民に対しては、区長の定めるところにより、待遇及び特典を与えることができる。」と規定している。また、同条施行規則第2条第2項は「条例第5条に規定する待遇及び特典は、次のとおりとする。(1)名誉区民称号記の授与(2)名誉区民記章の授与(3)区の主催する各種行事への招待(4)肖像写真の掲額(5)前各号に掲げるもののほか、区長が認めたもの」と規定している。

これを本件についてみると、本件請求に係る称号記は、これらの条例及び施行規則の規定に基づき、特定の名誉区民に授与することを目的として、筆耕を行い、その原本を交付するものであり、このような性質の文書にあつては、複写等により写しを保存することは一般的に行われるものではないと判断される。

よって、本件請求対象文書について、実施機関が保有しておらず、また、実施機関の公文書の取扱いに違法又は不当な点は認められないことから、不存在を理由に非開示としたことは妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

#### 5 審査会の経過

日付	審議経過
令和5年5月31日	(諮問第154号) ・審査庁(世田谷区長)から諮問を受けた。
令和6年11月7日	(令和6年度第6回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和6年11月28日	(答申第154号) ・審査庁(世田谷区長)に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁  
副会長 大林 啓吾  
委員 石田 若菜  
委員 白石 裕美子  
委員 松村 武志